

新しい生活様式推進山小屋施設支援 事業費補助金（設備改修工事等）

申請の手引き

交付申請受付期間

令和2年7月22日 ～ 令和3年8月末日

※予算の状況により、令和3年8月末日を待たずに受付を終了する場合があります。

令和2年7月

新しい生活様式推進山小屋施設支援事業事務局
〒400-0031 甲府市丸の内一丁目5番4号 恩賜林記念館内
電話 055-236-1230 / FAX 055-226-0580

【概要】

山小屋事業者が実施する新しい生活様式の推進を目的とした設備改修工事等に要する経費の一部を補助します。

※山小屋とは

登山道沿い、稜線上、山頂近く等の山中または登山口近辺に立地し、登山者の宿泊所、避難所として便宜を供するための施設。

【補助対象者の要件】

次の全ての要件を満たしていること

- ・県内で山小屋を営む事業者（個人事業者を含む）

※ 県境にあって山梨県の関係団体に所属している者はこの事業の対象とする。

- ・自己又は自社の役員等が、山梨県暴力団排除条例に規定する「暴力団」に該当しないこと。
- ・次の（１）から（３）のいずれかに該当する場合は、補助対象外です。
 - （１）国、法人税法別表第一に規定する公共法人
 - （２）宗教上の組織若しくは団体
 - （３）（１）から（２）に掲げる者のほか、補助金の趣旨・目的に照らして適当でないと判断される者。

【補助対象施設】

県内の山小屋で旅館業法に基づく営業許可を受けている施設

※ 県境にあって山梨県の関係団体に所属している施設（者）はこの事業の対象とする。

【補助対象事業】

次の全ての要件を満たす設備改修等を行う事業

- ・宿泊業に係るやまなしグリーン・ゾーン認証制度実施要綱第3条に規定する認証基準に沿った設備改修工事（資材等の運搬費用も含む）（認証基準は別添のとおりです。）
例）①換気設備 ②パーティション ③自動扉 ④自動水栓 ⑤その他
- ・建築物に固定されていること。（工事請負契約等により設置される設備。備品は対象外です。）

※備品は、別の支援事業を用意しています。

問い合わせ先：新しい生活様式推進機器購入等支援事業事務局 TEL：055-237-6600

- ・改修工事を行うことについて、建物所有者から承諾が得られていること。
- ・本補助金の他に国、県の補助金等の交付を受けていないこと。
- ・令和2年4月20日以降に工事着手したこと。
- ・令和3年9月30日までに工事が完了すること。

【補助率及び補助限度額】

[補助率] 4/5以内

[補助限度額] 1,000万円

※補助金額の算定例は次のとおりです。(新しい生活様式推進山小屋施設支援事業費補助金(機器購入等)で100万円の補助を受ける場合)

例①) 補助限度額: 1,000万円 - 100万円 = 900万円

改修工事費用: 1,000万円(消費税抜)

補助金計算: $1,000万円 \times 4/5 = 800万円 \leq 900万円$
→800万円

例②) 補助限度額: 1,000万円 - 100万円 = 900万円

改修工事費用: 1,500万円(消費税抜)

補助金計算: $1,500万円 \times 4/5 = 1,200万円 > 900万円$
→900万円

【申請書類】

1. 交付申請に必要な書類

- ① (様式第1号) 新しい生活様式推進山小屋施設支援事業費補助金(設備改修工事等)交付申請書
- ② (添付様式1) 誓約書兼提出書類チェックシート(交付申請用)
- ③ (添付様式2) 補助事業計画書
- ④ (添付様式3) やまなしグリーン・ゾーン認証基準適合チェックシート
- ⑤ 各種営業許可証の写し(新規開業予定施設は除く)
 - ・旅館業法に基づく営業許可証の写し
- ⑥ 工事の内容が確認できる図面、資料、位置図等
 - ・平面図(工事内容を図示したもの)、山小屋の位置が分かる位置図
 - ・設置する設備の仕様書やカタログ等
- ⑦ 工事見積書等(補助対象事業の工事金額が確認できるもの)の写し

2. 補助金の受領に必要な書類

- ① (様式第4号) 新しい生活様式推進山小屋施設支援事業費補助金(設備改修工事等)実績報告書
- ② (添付様式4) 誓約書兼提出書類チェックシート(実績報告用)
- ③ 各種営業許可証の写し(新規開業施設のみ)
 - ・旅館業法に基づく営業許可証の写し
- ④ 工事の実績が確認できる写真等
 - ・写真(改修前、改修後)
- ⑤ 工事契約書、請書等の写し
- ⑥ 工事代金の支払状況が確認できる書類(領収書、振込記録等)の写し

⑦ 補助金振込先口座と口座名義が確認できる通帳の写し

【提出方法】

受付窓口へ郵送（簡易書留など郵送物の追跡ができる方法で郵送してください。）
※書類の不備等がある場合は、再度の郵送等をお願いする場合があります。

【受付窓口】

新しい生活様式推進山小屋施設支援事業費補助金事務局

〒400-0031 甲府市丸の内一丁目5番4号恩賜林記念館内

電話 055-236-1230 / FAX 055-226-0580

【窓口開設時間】 月曜日から金曜日（祝祭日等は除く）午前9時から午後5時

【補助事業の内容を変更しようとする場合の手続き】

- ・変更前に知事の承認を受けなければなりません。
- ・ただし、変更後においても認証基準に沿った細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合は承認の必要はありません。
- ・変更しようとする場合には、事務局と協議してください。

【その他留意事項】

- ・県又は事務局から検査、報告、是正のための措置の求めがあったときは、これに応じる必要があります。
- ・補助金に関する支出書類は令和9年4月1日まで保存してください。
- ・補助金を受けて取得した設備は、県から定められた期間が経過するまで、譲渡や取り壊しなどはできません。（取り壊し等が必要な場合は、県の承認を得る必要があります。）
- ・提出書類に虚偽の記載や補助事業の実施に不正行為があった場合、その他、公的資金の助成先として適切でないと判断された場合は、補助金交付の決定を取り消し、すでに補助した額の返還を求める場合があります。
- ・補助金の交付が受けられるのは、1施設あたり1回限りです。ただし、小規模事業者対象の機器購入、山小屋事業者対象の機器購入等及び山小屋事業者対象の設備改修工事等の全てで申請する場合、最大3回申請できます。

【手続きの流れ】

①交付申請

「交付申請に必要な書類」を提出します。

- ・必要書類を窓口へ郵送します。（簡易書留など郵送物の追跡ができる方法に限る。）

【受付開始】 令和2年7月22日（水）※令和2年4月20日以降に工事着手したものが対象です。

【受付締切】 令和3年8月31日（火） ※当日消印有効

※改修工事は令和3年9月30日（木）までに完了する必要があります。

【受付窓口】 新しい生活様式推進山小屋施設支援事業費補助金事務局
〒400-0031 甲府市丸の内一丁目5番4号恩賜林記念館内
電話 055-236-1230

書類審査

②交付決定通知の受領

交付決定の通知を受領します。

- ・通知は交付申請書類を事務局が審査し、内容に不備がない場合に送付されます。（内容に不備がある場合、修正の対応をする必要があります。）
（改修内容が適合基準に適合しない場合は、不交付の通知を送付します。）

③改修工事の実施（令和3年9月30日（木）までに工事完了要）

改修工事を実施します。A～Cのケースにより④実績報告等の締切日が変わります。

A 令和2年度に交付決定、令和3年3月15日（月）までに工事完了するケース

B 令和2年度に交付決定、令和3年3月15日（月）までに工事完了しないケース

C 令和3年度に交付決定、令和3年9月30日（木）までに工事完了するケース

※③-Bのケースでは令和2年3月15日までに様式4-1号を提出要

※工事内容に変更が生じる場合は、事務局と協議してください。

④実績報告及び補助金請求

「補助金の受領に必要な書類」を郵送します。（簡易書留など郵送物の追跡ができる方法に限る。）

- ・提出前に改修工事契約業者への工事代金の支払いを済ませる必要があります。

【受付締切】 ③-Aの場合 令和3年 3月15日（月） （注）参照

③-Bの場合 令和3年10月15日（金） （注）参照

③-Cの場合 令和3年10月15日（金） （注）参照

【受付窓口】 新しい生活様式推進山小屋施設支援事業費補助金事務局
〒400-0031 甲府市丸の内一丁目5番4号 恩賜林記念館内
電話 055-236-1230

現地検査（申請者の立会が必要です。）

⑤交付額確定通知・補助金の受領

交付額確定通知を受領します。

- ・通知は報告書類等を事務局が審査し、現地検査により改修工事内容に不備がないことが確認できた場合に送付されます。
- ・通知後5日程度で補助金が指定口座に振り込まれます。

(注)新しい生活様式推進山小屋施設支援事業費補助金交付要綱第7条第1項における別に定める日は、次のとおりとする。

当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は③-Aの場合は令和3年3月15日、③-B、③-Cの場合は令和3年10月15日のいずれか早い期日までとする。